

が主張された。また、村山政権下で行われた審議においては、当時政権にあった連立与党も国庫負担引き上げを主張した。その結果、法案改正後の附則において、「基礎年金の国庫負担の割合を引き上げることは総合的な検討を加える」旨を規定した。また、衆議院厚生委員会の附帯決議において、「基礎年金の国庫負担の割合については、所要財源の確保を図りつつ、2分の1を目途に引き上げることを検討すること」とされた。

2000年年金改正においても、年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」（1998年10月）において、「国庫負担率の引上げについては、次期制度改正の具体的な課題として真剣に検討すべきであるとの意見があったが、その後の制度改正における検討課題として、国の財政状況等を踏まえつつ、税と社会保険料を含めた国民負担の在り方、社会保険方式における国庫負担の在り方や具体的な財源確保の方法と一体として引き続き検討する必要がある。」とされた。また、同年末の自自公連立政権協議において、国庫負担割合の引き上げと保険料凍結の解除は同時に行うべきであるとされ、1999年3月の「年金制度改正案要綱」に明記された。国会における議論の結果、改正法附則において、「基礎年金については、給付水準及び財政方式を含めてその在り方を幅広く検討し、当面平成16年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担割合を2分の1への引き上げを図るものとする」とされた。

（イ）その意義 1 一税方式への移行か否か

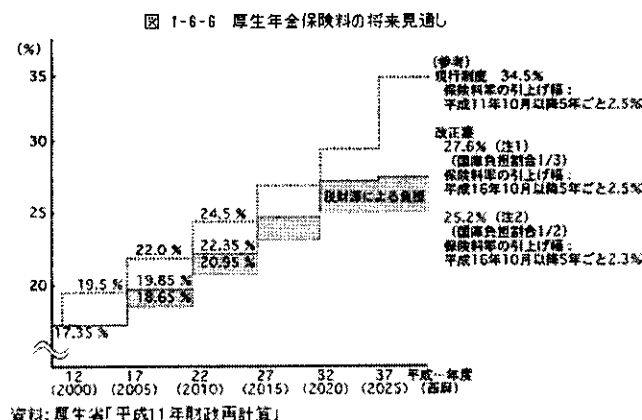
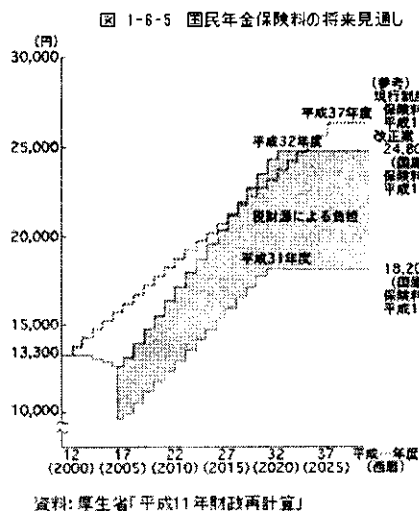
このように、今回の年金改正でも、国庫負担の引き上げについては明記されている。そもそも、国庫負担の1/2への引き上げについて、保険料の凍結との関係はどのようになっているのであろうか。

まず、国庫負担の1/2への引き上げは、現在、社会保険方式で運営されている公的年金制度を変質させ、その性格を税方式に近いものに変えてしまうのではないか、という懸念がある。事実そのような視点から国庫負担割合の引き上げが語られることも少なくない。しかしながら、我が国の社会保険制度を見ると、介護保険や国民健康保険では、国庫負担割合が50%となっている。そのため、国庫負担割合が1/2になったからといって、税方式に転換したとは言いがたいと思われる。したがって、国庫負担の引き上げは、社会保険方式の枠内でも可能であり、税方式への転換については国庫負担割合の水準に関する議論は分けて行わなければならないと思われる。

(ウ) その意義 2—保険料の引き下げ—

国庫負担割合の引き上げが、保険料の引き下げとの関係で語られることも多かった。1994年改正時において、各政党の主張はその目的が不明確なものが多かったが、少なくとも自由民主党⁷は保険料水準の抑制を考えていたと思われる。

それでは、保険料の引き下げについて、現在の保険料を引き下げるのか、将来の保険料を引き下げるのか、ということについて考える必要が出てくる。これまでの国会審議では国庫負担割合の引き上げが現在の保険料引き下げと関連して議論されることが多かった。また、厚生省も「平成11年財政再計算」において、国庫負担割合引き上げにおいて保険料水準が下がるとしてきた。例えば、基礎年金において国庫負担を1/2とした場合、2004年10月の国庫負担引き上げ時に保険料が3,000円引き下げ、2019年度以降の保険料は18,200円と国庫負担割合1/3の場合の最終的な保険料である24,800円よりも6000円程度引き下げられるとしている。厚生年金についても同様の効果が試算されている。



この試算のように、国庫負担の引き上げの基本的な目的は将来の保険料の引き下げにあることは、その保険料引き下げの水準から見て明確であると思われる。これにより、現在国民年金を巡る問題の内、保険料の未納、滞納などに起因する空洞化問題が解決できると期待することも考えられる。しかしながら、厚生省年金局の試算でも、国庫負担を1/2

⁷ 「年金改正についてのわが党の基本的な考え方（中間報告）」（平成6年6月）によると、国民年金の保険料は... 払っていない者もいる。これ以上の負担増を避けるためにも、...、国庫負担を現行の三分の一から段階的に引き上げていく。この結果、国庫負担を二分の一にすれば、厚生年金保険料率は3~4%の引き下げとなり、国民年金にいたっては、月々の保険料が7,000円程度下がって、将来は14,000円程度でまかなえる。（... 部は筆者による省略）

として保険料の伸びを抑制したとしても、保険料の支払を免除される人の割合である免除率は33%程度になるとされている。そのため、国庫負担引き上げが空洞化問題の解決に資するか否かは明確にはできない。このように、負担の増加を抑制するためにも国庫負担の割合は引き上げられるべきであると考えられる。

さらに、国庫負担の引き上げを給付の改善を目的とすることも考えられる。給付の改善なしに国庫負担のみ引き上げるのは、老後の所得保障機能の点からも問題がある。その一方で、保険料引き下げなしで、給付改善を行うことは、現在でも保険料水準が高いために未納、滞納問題が生じている事実からすると非現実的である。そこで、給付の改善については議論が必要ではあるが、国庫負担の割合の引き上げとは別個に考える必要があると思われる。

(3) 凍結を続けた場合の財政収支

国民年金・厚生年金において、保険料を据え置いた場合、年金財政にどのような影響があるのだろうか。ここではいくつかの試算を紹介することで、この点に関する議論を進めていきたい。

ア．保険料凍結の永続化・基礎年金の国庫負担割合1／3ケース

まず、現在の国庫負担割合の下、保険料を永続的に凍結させた場合の影響である。今後続くことが見通されている高齢化に伴い、年金の給付額は増加する。しかし、財源の主力である保険料が引き上げられないので、収入と支出の差額である収支差の悪化が予想される。さらに、給付をまかなうために、年金の積立金を取り崩すので、現在約170兆円あるといわれている積立金が枯渇することが予想される。

試算の結果を見ると、国民年金では収支が赤字になるのは2004年度、積立金が枯渇するのは2017年度となる。また厚生年金について見ると、収支赤字、積立金枯渇の年度はそれぞれ、2007年度、2022年度となる⁸。財政再計算の結果と比較すると、収支差引残が負になる年度が早くなっていることが分かる。また、財政再計算結果では、厚生年金の積立金は枯渇しないことになっているが、保険料凍結のシナリオでの試算結果では、現在から20年後には積立金がなくなる。国民年金でも15年後には積立金が枯渇する結果となる。

⁸ 特別会計分だけで見ると、表1のように、収支赤字、積立金枯渇の年度はさらに早まる。

このように、保険料の凍結を続けると、21世紀最初の四半世紀の終わりを待たずして、年金財政にとって致命的な影響が及ぶことが分かる。

表 1-6-7 保険料凍結永続化・基礎年金の国庫負担割合 1 / 3 の場合の年金財政試算

(1) 厚生年金

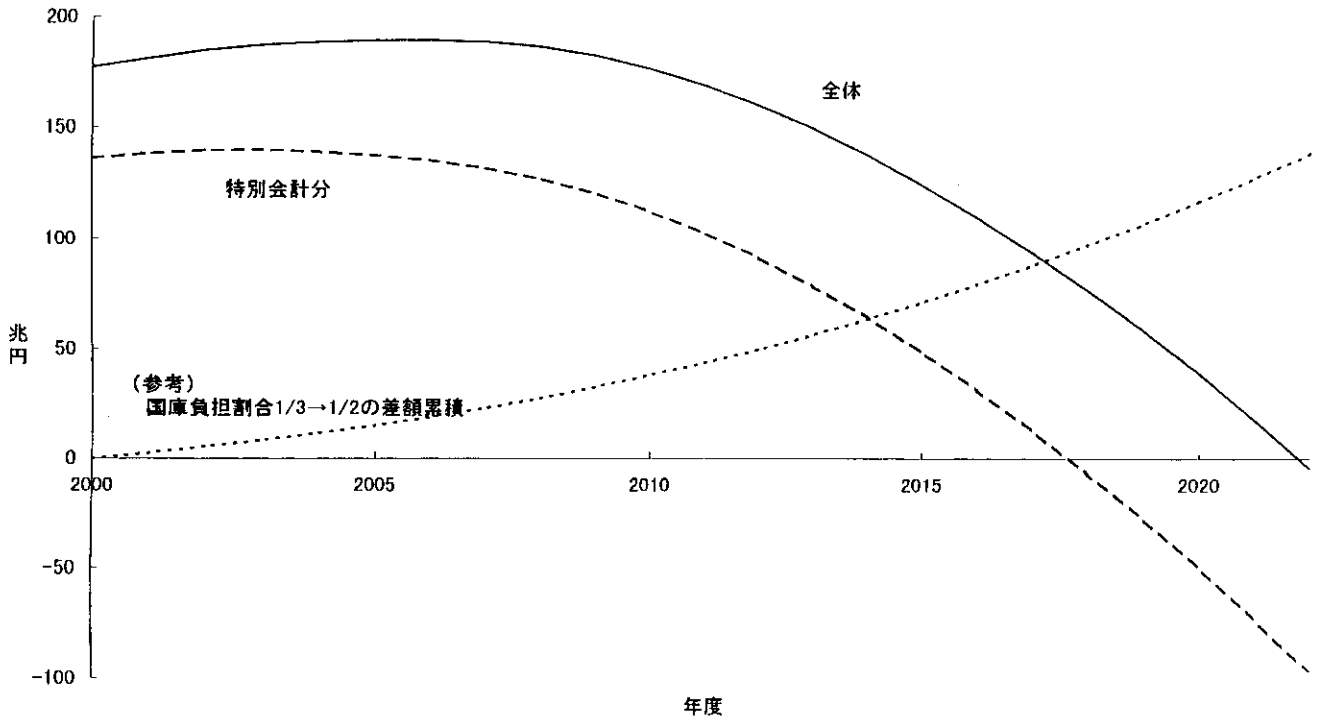
	全体		特別会計	
	収支差引残が 負	積立金が枯渇	収支差引残が 負	積立金が枯渇
保険料凍結結果	2007 年度	2022 年度	2004 年度	2018 年度
(参考) 財政再計算結果	2044 年度	なし	2008 年度	なし

(2) 国民年金

	全体		特別会計	
	収支差引残が 負	積立金が枯渇	収支差引残が 負	積立金が枯渇
保険料凍結結果	2004 年度	2017 年度	2004 年度	2015 年度
(参考) 財政再計算結果	2004 年度	なし	2008 年度	2103 年度

資料：厚生省資料より作成

図 1-6-8 保険料率を凍結し続けた場合の厚生年金の年度末積立金
 (改正案・国庫負担割合1/3)



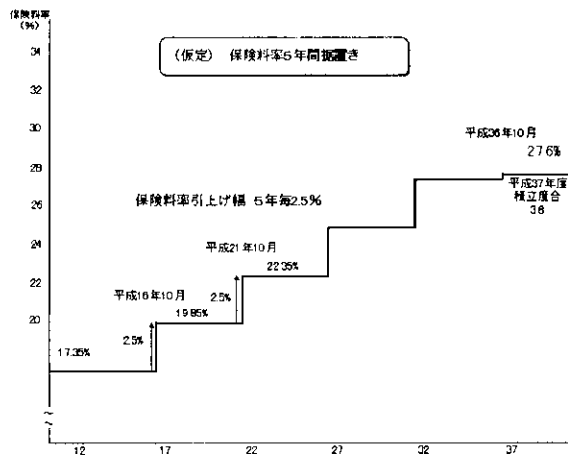
イ. 期限付き保険料凍結のケース

上で述べたように、保険料凍結を永続化させるのは、年金財政にとって現実的ではないことが分かった。そこで、保険料凍結を一定期間に限った場合、どのような影響があるのだろうか。将来の保険料（率）への影響に焦点を当てて、分析を行う。

まず、保険料の凍結を5年間に限った場合、国庫負担割合が現在の1/3とすると、保険料（率）の上げ幅は、国民年金、厚生年金でそれぞれ毎年800円、5年ごとに2.5%となる。最終的な（2025年度）保険料（率）もそれぞれ、24,800円、27.6%となる。国庫負担割合を1/2に引き上げた場合、国民年金、厚生年金における保険料の上げ幅はそれぞれ、毎年600円、5年ごとに2.3%となり、2025年の保険料率もそれぞれ18,200円、25.2%となる。国庫負担割合の増加が保険料の上昇を抑える効果があることが分かる。それでは、凍結期間を2年間にした場合はどうであろうか。2025年の保険料率は、国民年金、厚生年金それぞれで24,100円、27.1%となる。

このように、保険料の凍結は早めに解除すること、国庫負担割合の水準がその後の保険料率の上昇、最終的な水準に大きな影響を及ぼすことが分かる。

図 1-6-9 厚生年金保険料の見通し（保険料一定期間据置き）



(*) 国庫負担割合は1/3
保険料率は、すべて標準報酬ベース

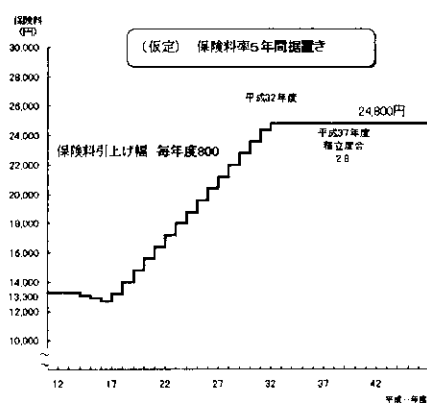
(注1) 保険料率2年間据置き (収入不足は8年間で補う)
保険料率引上げ幅 5年毎2.0% (ただし、2年後は 2.09%)
→ 最終保険料率 27.1%

(注2) 保険料率5年間据置き
・国庫負担割合 1/2に引上げ 保険料率1%軽減(5年後)
保険料率引上げ幅 5年毎2.3%
→ 最終保険料率 25.2%

国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成6年度2.7兆円(満年度ベース)、平成27年度3.7兆円の税財源の確保が必要となる(平成11年度実績)。

資料：厚生省「年金制度改正案の大綱」(1989年3月)

図 1-6-10 国民年金保険料の見通し（保険料一定期間据置き）



(*) 国民年金掛金は1/2
金額は、すべて平成11年度価格

(注1) 保険料率5年間据置き
保険料引上げ幅 毎年度800円
(収入不足は平成21年度まで引上げ幅800円として補分)
→ 最終保険料 24,100円

(注2) 保険料率5年間据置き
・国庫負担割合1/2に引上げ 保険料1,000円減額(5年後)
保険料引上げ幅 毎年度600円
→ 最終保険料 19,200円

国庫負担割合を1/2に引き上げるためには、基礎年金全体で、引上げ分として、平成6年度2.9兆円(満年度ベース)、平成27年度3.7兆円の税財源の確保が必要となる(平成11年度実績)。

(4) 国庫負担引き上げに関する試算

すでに述べたように、基礎年金の国庫負担引き上げに関しては、その目的、財源などに関して様々な議論があることが分かった。そこで、ここでは実際にここ負担割合を引き上げるのにどの程度の財源が必要なのかについて、試算を行う。

ア. 国庫負担割合引き上げの所要額の試算

(ア) 1999年度から1/2に引き上げた場合

まず、1999年度から国庫負担割合を1/2に引き上げた場合、従来の1/3の国庫負担額との差額が当該年後より新たに必要になる。1999年度に国庫負担を引き上げた場合、当該年度に必要とされる個々負担額は7.2兆円となり、1/3の場合の4.9兆円と比べて2.2兆円が新たに必要になる。年度が進むにつれて、この新たに必要となる国庫負担額は大きくなり2010年度、2025年度、2050年度では順に3.2兆円、3.7兆円、3.6兆円が追加的に必要となる。このように、国庫負担を引き上げたとともに、莫大な額の財源が必要となり、財源の手当が相当な問題となる。

表 1-6-11 基礎年金に係る国庫負担引き上げを行う場合の所要財源の規模

年度	国庫負担額（改正案、1999年度価格、兆円）		
	1/3の場合	1/2の場合	差額
1999	4.9	7.2	2.2
2001	5.3	7.8	2.4
2010	6.7	9.8	3.2
2025	7.8	11.5	3.7
2050	7.6	11.2	3.6

資料：厚生省「平成11年財政再計算」

(イ) 引き上げを徐々に行った場合

上記のように、ある年度から国庫負担割合を1/2に引き上げると、莫大な財源が必要となる。そこで、必要となる国庫負担額の増加をはじめの期間は押さえることで、財政への急激な負担を押さえると共に、必要な財源を確保するまでの時間も確保することが可能になる。その具体的な方法の例として、①国庫負担額1/2への引き上げをある程度の期

間をかけて行う。②1/2への引き上げは実施するが、給付は1/2引き上げ以降に支払われた保険料(支払期間)に係る給付について行う、といったものを挙げる事ができる。ここでは両者を2002年度から行った場合の試算を行うこととする。なお、①のケースで引き上げにかける期間を40年間とする。

試算結果を見ると、追加的に必要な国庫負担額を見ると、①のケースでは、2002年度、2010年度でそれぞれ、0.1兆円、0.7兆円と少ないことが分かる。2025年度でも2.2兆円と単純引き上げのケース(3.8兆円)に比べて、約6割の規模である。2050年度には引き上げの期間が終わっているため、所要額は3.7兆円となる。②の場合で行った場合、2002年度、2010年度の所要額は0.0兆円、0.1兆円ときわめて少なく、2025年度でも0.9兆円と単純引き上げのケースの約4分の1程度である。2050年度には3.0兆円と単純引き上げの約8割の規模にとどまる。

このように、国庫負担引き上げに時間をかけるだけでも、必要な財源の急激な増加を防ぐことができる。さらに、給付の段階でも国庫負担割合を引き上げた期間とリンクさせると、さらに必要な財源の増加を抑えることができる。このような短期間で所要の財源の規模を押さえることで、財源の確保、急速な負担の増大等の問題に対処できると思われる。

表 1-6-12 国庫負担引き上げを徐々に行った場合の所要額の試算

年度	所要額		
	①40年間かけて徐々に引き上げる	②1/2への引き上げを行うが、給付は1/2引き上げ以降に支払われた保険料に係る給付について行う	(参考)単純引き上げのケース
1999	-	-	2.2
2001	-	-	2.4
2002	0.1	0.0	2.5
2010	0.7	0.1	3.2
2025	2.2	0.9	3.8
2050	3.7	3.0	3.7

資料：厚生省資料より作成

(ウ) 引き上げを重点的に行った場合

既に見たように、医療保険の場合、制度により公費負担割合が異なっている。これは、各制度に加入する被保険者の保険料負担能力の違いを反映している。そのため、基礎年金の国庫負担を1/2に引き上げる場合、保険料の負担能力を反映させて、負担能力の低いにのみ1/2に引き上げるという考え方があってもよいのではないかと思われる。ただ、ここでは推計の都合上、個々人について負担能力を精査するのではなく、サラリーマングループと非サラリーマングループに分け、前者は負担能力が高く、後者は低い⁹という前提にたって試算を行う。

基礎年金のうち、非サラリーマングループである第1号被保険者（自営業者、学生など）のみ国庫負担を1/2に引き上げた場合、追加的に必要な財源は2002年度で0.5兆円、2050年度でも0.7兆円とこれまでの試算と比べてきわめて少ないことが分かる。また、1/2引き上げ対象に第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）を加えて試算すると、追加的に必要な財源は2倍になるが、2050年度でも1.4兆円のレベルである。

このように、国庫負担引き上げ対象を決めて、重点的に財源を投入する方法を採ると、所要の財源はかなり少なくなることが分かる。

表 1-6-13 国庫負担引き上げ重点的に行った場合の所要額の試算

年度	所要額		
	① 1号被保険者のみ対象にした場合	② 1号被保険者に加えて、3号被保険者も対象にした場合	(参考) 単純引き上げのケース
1999	-	-	2.2
2001	-	-	2.4
2002	0.5	1.0	2.5
2010	0.6	1.2	3.2
2025	0.7	1.4	3.8
2050	0.7	1.4	3.7

資料：厚生省資料より作成

⁹ 前者は給与から低率で保険料が納入されるが、雇用者負担がある。後者には雇用者負担もなく、無職、主婦、学生など、所得がないかあっても低い人々がいる。

(5) 財源に関する試算

基礎年金に係る国庫負担割合を1/2から1/3に増やす際に、財源の確保が問題であり、さまざまな考えがあることはすでに示した。その中からいくつかの財源について、その規模について試算することとしたい。なお、消費税でまかなう場合であるが、高山(1998)を紹介した際にすでに述べたので省略する。

ア. 公的年金控除を縮小する場合

我が国では公的年金は課税対象ではあるが、給与などに比べて手厚い公的年金控除が存在する。

その効果は、課税最低限の差となって現れており、65歳以上の公的年金受給者と給与所得者で比較すると、独身者でそれぞれ、234万2千円、110万7千円となっており、年金受給者の方が2倍以上高い水準となっている。夫婦の場合でもそれぞれ、348万8千円(老人配偶者あり)、209万5千円であり、年金受給者の方が140万円程度高い。このような状況に対して、公的年金に対する課税のあり方を見直す議論があり、控除の縮小、廃止といった考えがある。

表 1-6-14 公的年金控除の適用による減税総額

所得階級	2000年	2010年	2025年
1000万円以上	1 2 1 2 億円	1 5 8 4 億円	1 8 6 5 億円
500万円以上	4 1 2 3 億円	5 3 8 7 億円	6 3 4 3 億円
200万円以上	1 兆 1 4 4 5 億円	1 兆 4 9 5 3 億円	1 兆 7 6 0 5 億円

資料：厚生省資料より引用

注：以下のような仮定をおいて試算

- ① 厚生省「国民生活基礎調査」の平成7年結果から、所得階級別の高齢者数を求める。
- ② この分布が、将来も変わらないことを前提として、2000年については総務庁統計局「3月1日現在推計人口」、2010年、2025年については国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」に乗じる。
- ③ 高齢者に適用される所得税率を、500万円以上：20%、200万円以上500万円未満：10%、200万円未満：0%として税額を推定(各種控除を考慮)。
- ④ さらに、所得200万円以上の高齢者の公的年金控除を最低保障額(140万円)と仮定。
- ⑤ ②～④をもとに減税額を推定

そこで、この公的年金控除を縮小した場合、どの程度の財源が確保できるのかについて試算結果について見てみることにする。厚生労働省「国民生活基礎調査」を元にして推計した数値であるが、200万円以上の年金に対する減税額が2000年で1兆1445億円、2025年で1兆7605億円となる。国庫負担1/2への引き上げを全面的に実施する場合の所要の財源額をかなり下回っている。しかし、引き上げを徐々に行った場合と引き上げの対象を重点的に絞った場合で2025年まで必要な財源がまかなえる金額となる。

イ. 国庫負担割合の増加を特例公債¹⁰でまかなう場合

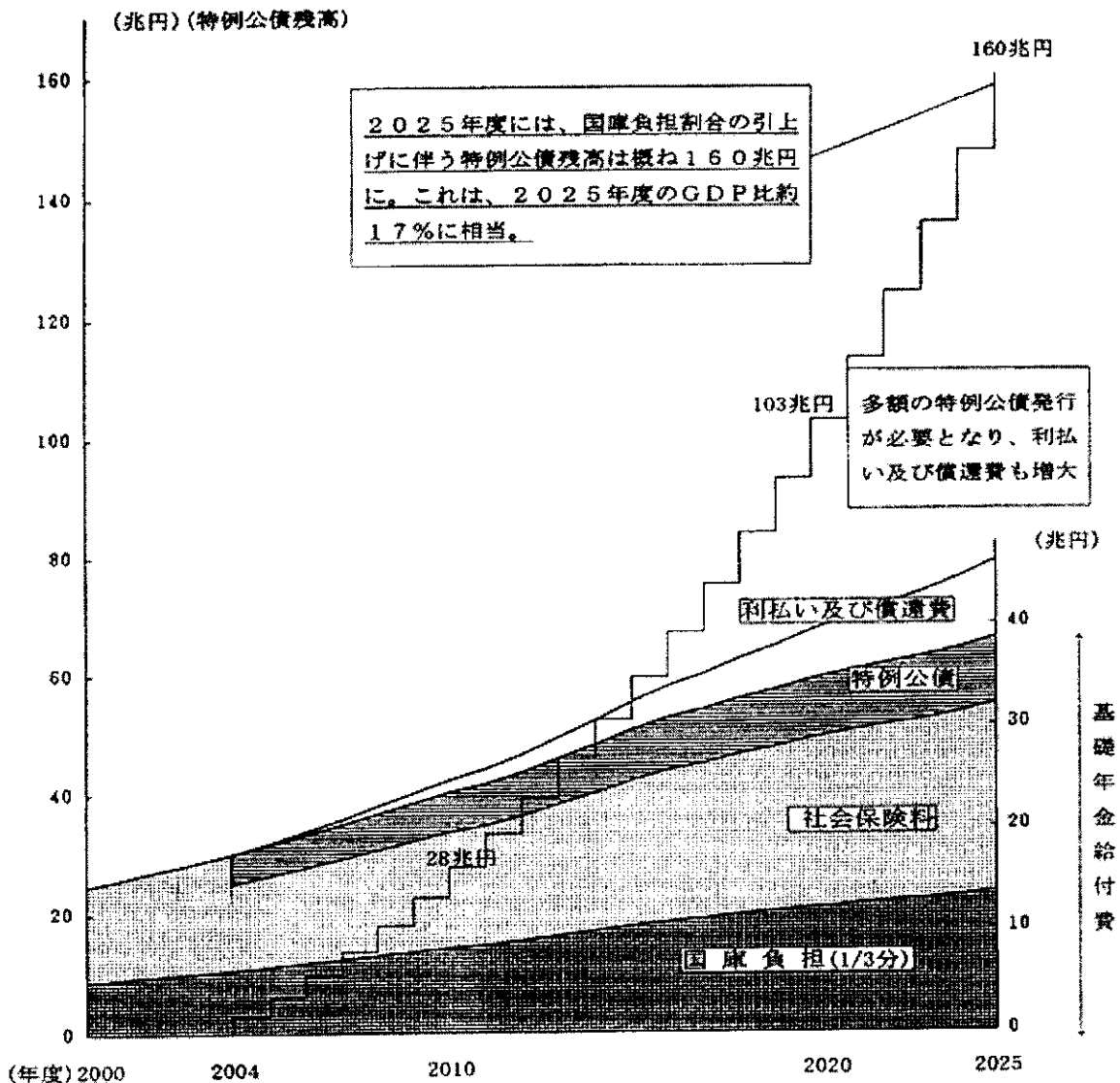
基礎年金の国庫負担割合を1/2に引き上げる際には、安定的な財源を確保する必要がある。もし仮に、財源が確保できない場合、特例国債で急場をしのぐことも考えられないわけではない。そこで、国庫負担割合を1/3から1/2に引き上げる際に、その差額分を特例公債でまかなう場合の影響についてみてみたい。

2004年度から特例国債を発行した場合、当該年度に2.9兆円の国債発行が必要となり、2025年度には6.5兆円の国債の発行が必要である。国債は10年債で、金利を年3.5%として、将来の国債発行残高（名目額）を推計すると、2020年度で103兆円、2025年度で160兆円となる。特に2025年度の数値は同じ年度のGDP比で17%に相当する。また、単純な比較には課題があるが、現在の国債発行残高（364兆円）の約44%を占めており、日本国有鉄道の累積赤字27.7兆円（1998年度当初現在、JR継承分を除く）の約5.8倍となる。

このように、基礎年金の国庫負担割合を増大させる場合、安定的な財源の確保が必要であることが分かる。

¹⁰ 一般財源に充てるために発行される公債のことで、財政法では、このような目的での公債の発行は明記されていないので、別途法律が必要である。ちなみに、平成13年度については「平成13年度における公債の発行の特例に関する法律」に基づいて発行される。

図 1-6-15 仮に安定した財源の確保のないまま、特例公債の発行により基礎年金
 国庫負担割合を2分の1に引き上げた場合の将来世代の負担（名目価
 格）



注1) 物価上昇率を1.5%、賃金上昇率を2.5%（財政再計算の経済前提）、経済成長率を2.5%としている。

注2) 公債についてはすべて10年債とし、金利は3.5%としている。

注3) 国庫負担割合の引上げ（1/3→1/2）に伴う所要財源は、2004年度で2.9兆円、2025年度で6.5兆円（名目価格）となる。

注4) 基礎年金給付費に関しては厚生省試算による。

資料：大蔵省資料より引用

(6) まとめ

このように、保険料の凍結は一時的には負担の緩和にはなるが、長期的には保険料の上昇、積立金の枯渇などを招き、負担を後代に先送りさせるものでしかない。そのため、一時的な必要から導入されたものではあっても、適切な時期に凍結は解除させる必要がある。

また、国庫負担割合の引き上げは将来の保険料の抑制に効果がある。しかし、その方式、財源などにより効果が異なり、実際の導入時には慎重かつ適切な議論と対応が必要であろう。

資料

高山憲之「年金不信をどう解消するか」、『税経通信』,1998年11月

厚生省『平成11年版厚生白書』

厚生省『平成11年版年金白書』

厚生省『年金改正大綱の要綱』

大谷泰夫『ミレニアム年金改革』,2000年,国勢情報センター

第2章 諸外国の年金制度改正等の状況

1 税方式をとる国の制度の概要

(1) はじめに

我が国では公的年金制度は社会保険方式で運営されており、財源も社会保険料が中心である¹。この報告書で既に述べたように、国民年金における空洞化問題など、社会保険(料)方式で運営してきたことから発生している問題点も多くの論者により指摘されている。また、これらの問題を解決する手段として、公的年金の財源を税でまかなうという考え(以下、税方式)²も多く主張されている。その一方で、税方式で運営した場合の問題点としても既に述べたような問題点も指摘されている。

そこで、この節では、公的年金制度を税方式で運営している国の制度の概要について分析を行う。分析の視点として、①財源(一般税か目的税か、一般税のうち、直接税か間接税か)、②給付の条件(居住期間、ミーンズテスト)、③給付水準、④2階部分との関係、⑤年金課税について、⑥生活保護との関係、について考える。

(2) 公的年金を税方式で行っている国々

米国社会保障庁「Social Security Programs Throughout the World 1999」によれば、172の国や地域の多くのところでは公的年金制度の財源として社会保険料を採用している。そのような状況において、主要な国の中で公的年金制度を税方式で行っているのは、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、アイスランド、デンマーク、ノルウェー、フィンランドとなっている³。

これらの国の地理的な共通点をまとめると、①北欧地域に属する、②新大陸の旧英連邦系諸国、ということになる。地理的な要因が与えた背景として、例えば、ニュージーランドでは、本国から遠く離れた未開地という厳しい環境の中、人々の間に互助意識が高まる中、「平等」と「弱者保護」が重視されたことが考えられる。

¹ 例えば、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」によると、厚生年金の1998年度の収入に占める社会保険料の割合は71.2%となっている。

² 例えば、基礎年金の財源を年金消費税でまかなうべきであるという考え方など、多数の意見がある。

³ その他に税方式を採用している国(被用者負担、雇用主負担ともになしの場合)は香港、南アフリカ、ボツワナ、モーリシャスがある。

また、政策上重点の置き方も背景となっている。例えば、オーストラリアでは、手厚い労働者保護政策として、生活給の保障が行われた。その一方で、労働市場から阻害される高齢者や障害者に対する施策が必要になった。そのため対象者を限定した給付政策が採られ、その給付の性格上、税方式が採用された。カナダでは、社会保障施策が高齢者以外の人々のための施策（失業保険と家族給付）を重視し、老後の所得保障は私的準備が中心であり、公的保障はそれを補完する者と位置づけられたことが反映されている。

表 2-1-1 公的年金を税方式で行っている主な国

国	名称	財源（税）の種類	二階部分の有無	低所得者向け給付の有無	ミーンズテストの有無
カナダ	Old Age Security	一般税	○	○	○
オーストラリア	Superannuation	一般税	○	×	○
ニュージーランド	New Zealand Superannuation	一般税	×	×	×
アイスランド	基礎年金	目的税	○	○	○
デンマーク	国民年金	目的税	○	×	×
ノルウェー	老齢普遍年金	目的税	○	×	×
フィンランド	普遍年金	目的税	○	×	○

出典：厚生労働省資料、米国社会保障庁”Social Security Programs Throughout the World 1999”より作成。

注：1999年現在。アイスランドは2000年現在。

（3）税方式の場合の財源

税の種類を見ると、その用途を特定するか否かにより一般税と目的税等の区分がある。これをもとにして考えると、年金の給付財源をとして、一般税でまかなうか、目的税でまかなうか、といった選択肢が考えられる。そこで、税方式をとる上記の7カ国ではどのような税収を財源としているのかについてまとめてみたい。

一般税を財源としている国は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドである。目的税を財源としている国はデンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランドである。

目的税の概要を各国別に見ると、デンマークでは個人所得税と法人税の一部を年金（基礎定額給付）の財源としている。ノルウェーやフィンランドでは所得の一定割合（雇用主負担もあり、その場合も給与の一定割合）が目的税として納められている。このように、目的税を財源とする場合は所得をベースにしており、消費課税を目的税としている国はない。

表 2-1-2 税方式をとる国のうち、目的税を課している国の概要

	課税ベース	課税方法		
		被用者	自営業者	雇用主
デンマーク	個人所得税及び法人税からの配分	納めた所得税のうち、総所得の 8% 分		納めた法人税のうち、給与の 0.28% 分
ノルウェー	所得及び支払給与に基づく被用者拠出	所得の 7.8% (17 歳以下と 69 歳以上の場合、3%)	所得の 10.7% (基本額の 12 倍まで、12 倍を超える分に対しては 7.8%)	給与の 14.1% (基本額の 16 倍を超える給与については 10% 上乘せ) なお、地域による軽減措置あり。
フィンランド	支払給与に基づく被用者拠出			給与の 2.4~4.9% (民間の場合、公的事業主の場合は 3.95%)
アイスランド	支払給与に基づく被用者拠出			給与の 4.23~5.83%

出典：厚生労働省資料、米国社会保障庁「Social Security Programs Throughout the World 1999」より作成。

注：1999 年現在。アイスランドは 2000 年現在。

(4) 給付の条件

税方式をとる国では、社会保険料の拠出実績で受給の要件とすることができない。そのため、居住（年数）が給付の要件となっている。また、税を財源にしている性格上、所得等の制限に基づく審査（ミーンズテスト）を科している国も多い。そこで以下では、給付

の条件についてまとめを試みる。

ア. 支給開始年齢

支給開始年齢を見ると、国により異なるが 65 歳以上の国がカナダ、オーストラリア（男性の場合、女性は 61 歳以上、ただし 2013 年までに 65 歳に引き上げ）、フィンランドとなっている。また、ニュージーランドについては 2001 年には支給開始年齢を 65 歳に引き上げるところである。さらに、デンマーク、ノルウェー、アイスランドでは 67 歳が支給開始年齢となっている

イ. 居住要件

居住要件についてみると、国により細かい要件が付けられているが、大まかにまとめると以下ようになる。一般財源で年金を運営している国のうち、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは 10 年以上の居住が求められている。カナダとニュージーランドではある年齢以降（カナダ 18 歳、ニュージーランド 20 歳）の居住期間という条件になっている。これは税を自分で支払う能力のない子どもの時期を除くという考え方があるものと思われる。

居住要件が 3 年と短いのはデンマーク、ノルウェー、フィンランドである。デンマークとノルウェーについては 16 歳から 66 歳までの居住期間という条件になっている。フィンランドでは外国人については 5 年以上の居住期間という条件となっている。また、アイスランドでは年金支給時（67 歳）に国内に在住していることが居住要件となっている。

居住期間により年金の額が左右される仕組みになっている国も多く、カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランドでは 40 年居住で満額の年金がもらえる制度となっている。

また、海外での受給について可能な国、条件付きで受給可能な国がある。

表 2 - 1 - 3 税方式をとる国における支給要件（支給開始年齢と居住条件）

	支給開始年齢	居住条件		
		居住期間	満額年金	海外受給
カナダ	65 歳	18 歳以降で 10 年以上	40 年居住	18 歳以降で 20 年以上在住の場合のみ可能（その他の場合は 6 ヶ月で支給停止）
オーストラリア	男性：65 歳 女性：61 歳 (2013 年までに 65 歳に引き上げ)	10 年間居住（うち 5 年間は継続して）		可能
ニュージーランド	64 歳（2001 年から 65 歳に引き上げ）	20 歳以降の期間で 10 年以上居住（50 歳以上で 5 年居住）		一時的な海外滞在の場合を除いて、相互協定がある場合は満額、それ以外の場合の一部のみ（最大 50%）
デンマーク	67 歳	16 歳～66 歳の間に少なくとも 3 年居住	40 年居住	可能
ノルウェー	67 歳	16 歳～66 歳の間に少なくとも 3 年居住		特別な場合のみ可能
フィンランド	65 歳	3 年以上（フィンランド人） 5 年以上（外国人）	40 年居住	10 年以上在住の場合のみ可能（その他の場合は 1 年で支給停止）
アイスランド	67 歳	年金支給時に在住していること	40 年居住	

出典：厚生労働省資料より作成。

注：1999 年現在、ただしアイスランドについては 2000 年現在

ウ．所得等の制限（ミーンズテスト）

税方式の国の中で、給付に際して所得及び資産に関する審査を行い（ミーンズテスト）、所得や資産の多い高齢者に対しては年金の給付を削減したり、支給停止したりすることがある。このようなミーンズテストの有無別から各国の年金制度について見ていく。

(ア) ミーンズテストのない国

まず、ミーンズテストのない国として、ニュージーランド⁴、デンマーク、ノルウェーがある。

ニュージーランドでは、社会保障給付には原則として所得制限があるが、高齢者に対する給付である年金制度にはこれが課されていない。したがって、年齢及び居住期間の条件を満たせば、満額の年金が支給されることになる。後述するが、単身者と既婚者で給付額が異なり、夫婦で受給する場合は既婚者の給付額の2人分が支給されることになる。もし、夫婦の一方が支給要件を満たさない場合、受給資格を持つ方が既婚者の給付額の2倍を受給することができるが、この場合だけに所得制限がある。

デンマーク、ノルウェーでも我が国の1階部分に相当する普遍給付ではミーンズテストは実施されていない。ただし、両国ではこれとは別に低所得者向けの補足給付が行われているが、これには所得制限がある。

これらの国では、基本的な給付に対してはミーンズテストが課されず、補足的な給付に対してミーンズテストがあるだけにしか過ぎないといえよう。

(イ) ミーンズテストのある国

カナダ、オーストラリア⁵、フィンランド、アイスランドでは定額の年金支給に際してミーンズテストが課せられている。このうち、所得と資産についてミーンズテストを行っているのはオーストラリアだけであり、残りの2カ国では所得についてのみミーンズテストを課している。

オーストラリアでは、所得が基準（週給50豪ドル、単身者の場合）を超える場合、超過分1豪ドルにつき、超過額の2分の1をカットする仕組みとなっている。この所得には2階部分の年金である退職所得保証制度に基づく給付が含まれている。また、資産調査については、家族形態（単身 or 夫婦）・自宅の有無（自宅所有 or 自宅非所有）別に基準額（単身の自宅所有者の場合、125,750豪ドル）を超える部分1000豪ドルにつき1.5豪ドルを減額する仕組みになっている。したがって、2階部分の年金を含めて所得や資産の面で裕福な高齢者は年金が減額される仕組みになる。

⁴ ニュージーランドでは、1985年から特別付加税制度が導入され、事実上の高所得者に対する支給制限が存在したが、1999年に廃止された。

⁵ 元来、オーストラリアではミーンズテストは課されていなかったが、経済・財政状況の変化、高齢化の進行に伴う年金制度改革により1980年代に導入された。

表 2-1-4 ミーンズテストの概要（1階部分）

国	テストの有無	ミーンズテストの種類		備考
		所得による	資産による	
カナダ	○	年間所得が 53,215 加ドルを超える場合、超過分の 15%が年金から減額。 (年間所得 84,000 加ドルで年金が 0 となる)	—	一旦、年金を支払って、所得申告の際に年金以外の所得に応じて年金を払い戻す。
オーストラリア	○	週給 50 豪ドル、(単身者の場合、夫婦は 88 豪ドル) を超える場合、超過分 1 豪ドルにつき、超過額の 2 分の 1 をカット。所得が年 21,178 豪ドル (夫婦の場合は 35,758 豪ドル) の場合は年金額 0。なお、所得には 2 階部分の年金である退職所得保証制度からの給付を含む	家族形態 (単身 or 夫婦)・自宅の有無 (自宅所有 or 自宅非所有) 別に基準額を超える部分 1000 豪ドルにつき 1.5 豪ドルを減額。基準額は以下の通り。 単身・自宅所有者 125,750 豪ドル 単身自宅非所有者 215,750 豪ドル 夫婦・自宅所有者 178,500 豪ドル 夫婦・自宅非所有者 268,500 豪ドル	
フィンランド	○	所得に応じて老齢普通年金の支給額を減額	—	